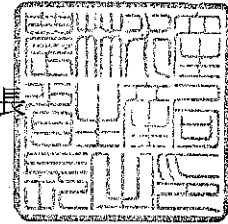


26生産第2517号

平成27年1月14日

協同組合日本飼料工業会会長 殿

農林水産省生産局長



輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領等の一部改正について

このことについて、別紙新旧対照表のとおり、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）及び食糧用輸入小麦の買入代金に係る延納措置実施要領（平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知）の一部を改正したので通知します。

また、本改正は、平成27年1月15日以降に通知される見積合せによる契約から適用となりますので、御了知願います。

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の一部改正について

1 現行制度の概要

食糧用及び飼料用麦の特別売買方式（以下「SBS方式」という。）による輸入については、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき国、輸入商社及び製粉企業等の間で特別売買契約を締結し実施しているところである。

2 改正の趣旨

①(1) 日豪EPAに基づき輸入される麦から生産されたふすまを「一般ふすま」から除外 (基本要領第4章Ⅱ第7の1等関係)

基本要領第4章Ⅱ第7の1においては、「単体小麦ふすま混合飼料」を製造するときは、単体小麦に一般ふすまを30%以上混合しなければならないこととしている。日豪EPAに基づき輸入される麦は、飼料用に用途が限定されており、全量を飼料用に供する必要があるため、単体小麦ふすま混合飼料を製造するために当該ふすまを供することはもとより不正な行為であるが、仮に不正行為が行われたとしても一般ふすまとしてカウントされないよう、一般ふすまから明確にこれを除外することとする。なお、関税暫定措置法施行規則（昭和44年大蔵省令第39号）においても同様の改正がなされているところである。

(2) 本船単位で輸入できる銘柄を追加（食糧用輸入麦の契約書別紙1関係）

食糧用輸入麦の特別売買契約書（輸入区分Ⅰ：小麦用）付録1別紙1の1においては、本船単位で輸入することができる食糧用小麦の産地、銘柄等を規定しているところである。今般、日豪EPAにおいて、オーストラリア産ハード（以下「AH」という。）及びオーストラリア産プレミアム・ホワイト（以下「APW」という。）を本船単位で輸入できることとすることが合意されたことから、別紙1の1にAH及びAPWを追加することとする。

(3) 検定書の一部改正（食糧用輸入麦の契約書別紙2関係）

食糧用輸入麦の特別売買契約書（輸入区分Ⅰ：小麦用）付録1別紙1の1においては、輸入可能な品位等を銘柄ごとに定めているが、同別紙1の2において、国及び製粉業者との協議を前提に、当該品位とは異なる麦の輸入を柔軟に認めることとしているところである。

他方、輸入麦の品位等を証明する書類として、産地国の検定書の提出を求めており、検定書の記載事項等を付録1別紙2において定めているところであるが、そこでは、「米国穀物規格2等以上」など形式的な等級要件が課されており、付録1別紙1と同別紙2の内容が整合しない状況にある。このため、別紙2中の等級要件に係る規定を削ることとする。

例えば、アメリカ産デュラム小麦については、別紙1の1の規定により原則として2等以上が輸入対象となるが、別紙1の2の規定により、国及び製粉業者との協議を前提に、3等のアメリカ産デュラム小麦も輸入できることとしている。他方、別紙2においては「米国穀物規格2等以上・・・の検定書を提出すること」などの形式的な等級要件が規定されている状況にある。検定書の提出は買入代金の概算払の要件となっており（特別売買契約書第13条）、3等のアメリカ産デュラム小麦を輸入した場合には、輸入業者は検定書の提出ができず、概算払を受けられない状況にある。

④(4) その他形式的改正

飼料用輸入麦の変形加工方法については、基本要領第4章Ⅱ第7、特別売買契約書第29条、付録第3及び付録第4において規定されているが、それぞれの規定ぶりが若干異なっていたものを統一する。

3 適用時期

平成27年1月15日以降に通知される見積合せによる契約から適用。

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知） 一部改正新旧対照表

（飼料用輸入麦の特別売買契約書部分）（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">飼料用輸入麦の特別売買契約書</p> <p>（略）</p> <p>第1条～第28条（略）</p> <p>（加工及び販売数量の届出）</p> <p>第29条 丙は、物品管理官が荷渡指図書を交付する際に、単体小麦（ばん砕又はひき割り加工方法により変形加工を行うものに限る。）にあつては、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）により指定を受けた工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場別に、単体小麦の加工数量及び政府から買い受けた飼料用輸入小麦及び関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受ける小麦以外の小麦から生産されたふすま（以下「一般ふすま」という。）の混合割合の届出を、配合大麦及び単体大麦にあつては、配合飼料用外国産大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）及び単体飼料用輸入大麦指定工場（以下「単体大麦指定工場」という。）（以下「指定工場」と総称する。）別及び関税込率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1号の条件を備えた配合飼料（以下「配合飼料」という。）用又は他の飼料と配合されることなく生産される飼料（以下「単体飼料」という。）用の別（以下「用途別」という。）に加工数量の届出を、また、丸粒大麦にあつては、「丸粒大麦取扱要領」（平成22年9月2日付け22生畜第1099号生産局長通知。以下「丸粒取扱要領」という。）第2の畜産経営者（以下「畜産経営者」という。）別に供</p>	<p style="text-align: center;">飼料用輸入麦の特別売買契約書</p> <p>（略）</p> <p>第1条～第28条（略）</p> <p>（加工及び販売数量の届出）</p> <p>第29条 丙は、物品管理官が荷渡指図書を交付する際に、単体小麦（ばん砕加工方法により変形加工を行うものに限る。）にあつては、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）により指定を受けた工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場別に、単体小麦の加工数量及び政府から買い受けた飼料用輸入小麦以外の小麦から製造されたふすま（以下「一般ふすま」という。）の混合割合の届出を、配合大麦及び単体大麦にあつては、配合飼料用外国産大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）及び単体飼料用輸入大麦指定工場（以下「単体大麦指定工場」という。）（以下「指定工場」と総称する。）別及び関税込率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1号の条件を備えた配合飼料（以下「配合飼料」という。）用又は他の飼料と配合されることなく生産される飼料（以下「単体飼料」という。）用の別（以下「用途別」という。）に加工数量の届出を、また、丸粒大麦にあつては、「丸粒大麦取扱要領」（平成22年9月2日付け22生畜第1099号生産局長通知。以下「丸粒取扱要領」という。）第2の畜産経営者（以下「畜産経営者」という。）別に供給数量の届出を、甲及び指定工場の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所</p>

<p>給数量の届出を、甲及び指定工場の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「工場所在地農政局長等」という。）に対し行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第56条 (略)</p>	<p>長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「工場所在地農政局長等」という。）に対し行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第30条～第56条 (略)</p>
<p>付録1 (略)</p>	<p>付録1 (略)</p>
<p>別紙1～別紙6の2 (略)</p>	<p>別紙1～別紙6の2 (略)</p>
<p>別表1～別表3 (略)</p>	<p>別表1～別表3 (略)</p>
<p>様式1～様式21 (略)</p>	<p>様式1～様式21 (略)</p>

様式22-1

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書（単体小麦用）

平成 年 月 日

農林水産大臣（生産局経由） 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日 第 四分 （契約番号）	引 渡			加 工		加 工 品 譲 渡					備 考	
	年 月 日	数 量	金 額	指 定 工 場 名	数 量	譲 渡 年 月 日	譲 渡 先 名	数 量	単 価	金 額		
計	本年 取扱											

(注) (略)

様式22-2～28 (略)

付録2 (略)

付録3

1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件

飼料用輸入小麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入小麦（以下「配合小麦」と

様式22-1

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書（単体小麦用）

平成 年 月 日

農林水産大臣（生産局経由） 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日 第 四分 （契約番号）	引 渡			加 工		加 工 品 譲 渡					備 考	
	年 月 日	数 量	金 額	指 定 工 場 名	数 量	譲 渡 年 月 日	譲 渡 先 名	数 量	単 価	金 額		
計	本年 取扱											

(注) (略)

様式22-2～28 (略)

付録2 (略)

付録3

1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件

飼料用輸入小麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入小麦（以下「配合小麦」と

いう。) を買い受けた場合は、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。) に定めるところにより指定を受けた工場(以下「指定工場」という。)のうち配合飼料用輸入小麦加工工場(以下「配合小麦指定工場」という。)において、その全量を自ら又は委託により、次に掲げる加工方法により変形加工を行った上、その加工品の全量を小麦指定工場において配合飼料(関税定率法施行規則(昭和44年大蔵省令第16号)第2条第1項の条件を備えた配合飼料(以下「配合飼料」という。)の原料として使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる関税定率法(明治43年法律第54号)第13条の規定による税関長の承認を受けた工場(以下「承認工場」という。)を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

ア ばん砕加工方法(粉碎機械又はばん砕機械により飼料用輸入麦をひき砕き、孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。以下同じ。)

イ ひき割り加工方法(飼料用輸入麦の1粒を4ツ割程度以上に加工することであつて、ばん砕加工方法に当たらないものをいう。以下同じ。)

ウ 圧ぺん加工方法(飼料用輸入麦を加熱した後に扁平状に押しつぶし、又は加圧により加熱し、1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加工することをいう。以下同じ。)

(2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦(以下「単体小麦」という。) を買い受けた場合は、指定工場のうち、単体小麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法(ばん砕又はひき割り加工方法にあつては、ばん砕又はひき割りした単体小麦に一般ふすまをその重量の30%以上混合した飼料を製造する場合に限る。以下付録4の1の(2)において同じ。)による変形加工を行わなければならない。ただし、

いう。) を買い受けた場合は、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。) に定めるところにより指定を受けた工場(以下「指定工場」という。)のうち配合飼料用輸入小麦加工工場(以下「配合小麦指定工場」という。)において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を小麦指定工場において配合飼料(関税定率法施行規則(昭和44年大蔵省令第16号)第2条第1項の条件を備えた配合飼料(以下「配合飼料」という。)の原料として使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる関税定率法(明治43年法律第54号)第13条の規定による税関長の承認を受けた工場(以下「承認工場」という。)を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦(以下「単体小麦」という。) を買い受けた場合は、指定工場のうち、単体小麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、加熱圧ぺん加工方法(1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加熱・加圧加工することであつて、ばん砕加工又はひき割り加工に当たらないものをいう。)又はばん砕加工方法(ばん砕加工方法にあつては、ばん砕した単体小麦に一般ふすまをその重量の30%以上混合した

買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。
- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、指定工場のうち、単体飼料用輸入大麦加工工場（以下「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り、圧ぺん加工又はその他甲の認める加工方法（外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。）により変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

飼料を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。
- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、指定工場のうち、単体飼料用輸入大麦加工工場（以下「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、次に掲げる加工方法により変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

ア ばん砕加工（粉砕機械又はばん砕機械により孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。）

イ ひき割加工（原麦の1粒を4ツ割程度以上に加工することであって、ばん砕加工に当たらないものをいう。）

ウ 圧ぺん加工（1.5ミリメートル程度又は、それ以下の厚さに加圧加工することであって、ばん砕加工又はひき割加工に当たら

(削る。)

(3)～(10) (略)

ないものをいう。また、外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。

エ その他甲の認める方法

(3)～(10) (略)

付録4

1 飼料用輸入小麦の転売又は貸付け（以下「転売等」という。）に際しては、その使用について次の条件を付するものとする。

(1) 飼料用輸入小麦を転買し、又は借り受けた者（以下「転買人等」という。）は、配合小麦指定工場において、転買し、又は借り受けた飼料用輸入小麦の全量を、自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を小麦指定工場において配合飼料の原料に使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(2) 転買人等は、単体小麦を転買し、又は借り受けた場合は、単体小麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法による変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(6) (略)

2 飼料用輸入大麦の転売等に際しては、その使用について次の条件を付するものとする。

(1) 転買人等は、配合大麦指定工場において、転買し、又は借り受けた飼料用輸入大麦の全量を、自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法による変形加工を行った上で、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料に使用し、又は使

付録4

1 飼料用輸入小麦の転売又は貸付け（以下「転売等」という。）に際しては、その使用について次の条件を付するものとする。

(1) 飼料用輸入小麦を転買し、又は借り受けた者（以下「転買人等」という。）は、配合小麦指定工場において、転買し、又は借り受けた飼料用輸入小麦の全量を、自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん方法による加工を行った上、その加工品の全量を小麦指定工場において配合飼料の原料に使用し、又は使用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(2) 転買人等は、単体小麦を転買し、又は借り受けた場合は、単体小麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、加熱圧ぺん加工方法又はばん砕加工方法（ばん砕加工方法にあつては、ばん砕した単体小麦に一般ふすまをその重量の30%以上混合した飼料を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(6) (略)

2 飼料用輸入大麦の転売等に際しては、その使用について次の条件を付するものとする。

(1) 転買人等は、配合大麦指定工場において、転買し、又は借り受けた飼料用輸入大麦の全量を、自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん方法による加工を行った上で、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料に使用し、又は使用させなけ

用させなければならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(2) 転買人等は、単体大麦を転買し、又は借り受けた場合は、単体大麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り、圧ぺん加工又はその他甲の認める加工方法により変形加工を行わなければならない。ただし、平成5年度までに指定を受けた単体大麦指定工場にあっては、原麦重量の5%以内において外皮を除去して圧ぺん加工を行うことを認めることとする。買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

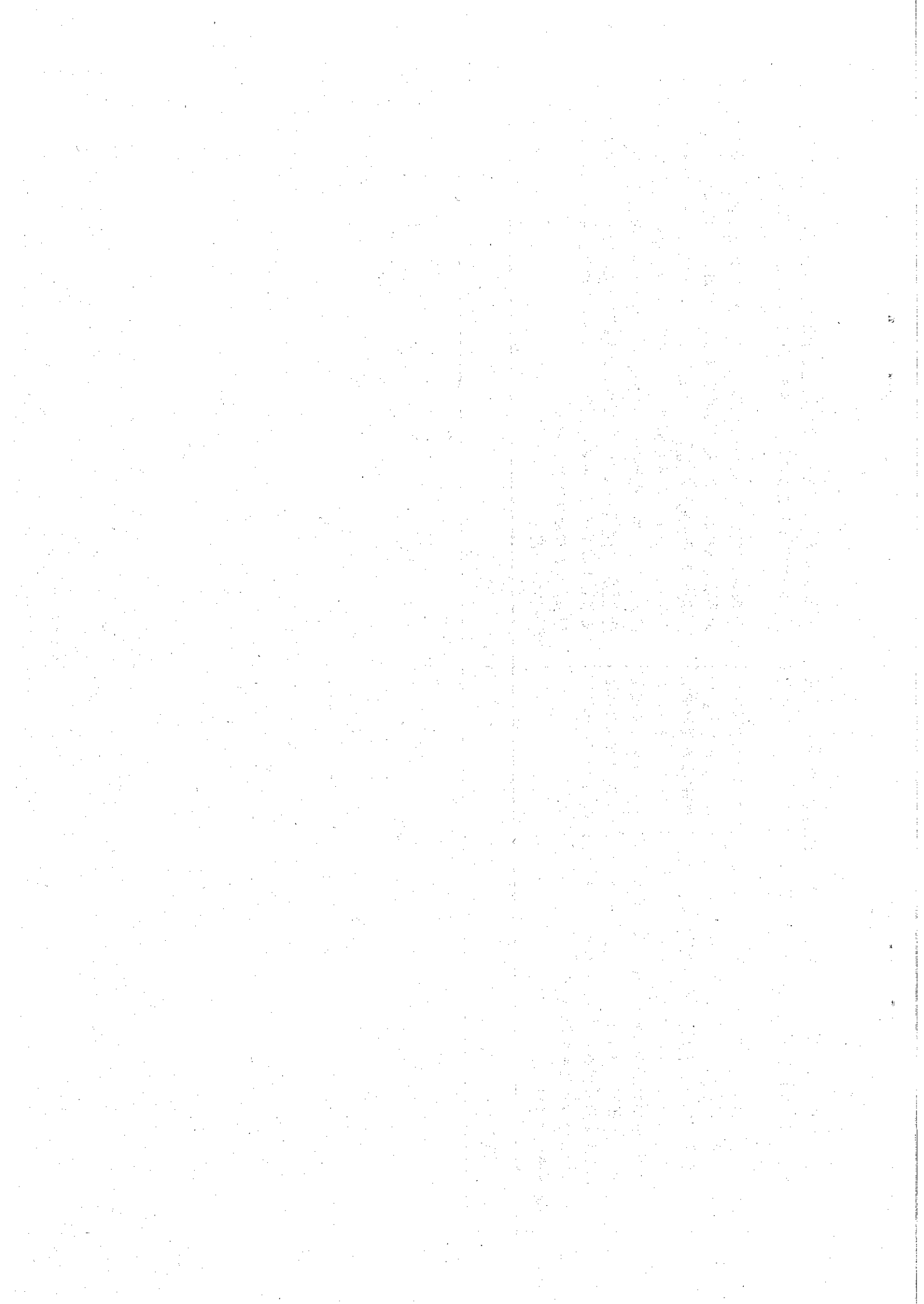
以下 (略)

ればならない。ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(2) 転買人等は、単体大麦を転買し、又は借り受けた場合は、単体大麦指定工場において、その全量を自ら又は委託により、付録4の2の(2)のアからエまでに掲げる方法により変形加工を行わなければならない。ただし、平成5年度までに指定を受けた単体大麦指定工場にあっては、原麦重量の5%以内において外皮を除去して付録4の2の(2)のウの圧ぺん加工を行うことを認めることとする。買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

以下 (略)



輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）一部改正新旧対照表

（第4章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第43条及び飼安法第4条）部分）（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第4章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第43条及び飼安法第4条） 第1～第6 （略） 第7 売渡条件 1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件 飼料用輸入小麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。</p> <p>(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入小麦（以下「配合小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）に定めるところにより指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）のうち配合飼料用輸入小麦加工工場（以下「配合小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、<u>ばん砕¹</u>、<u>ひき割り²</u>又は<u>圧ペン³</u>加工方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合小麦指定工場において配合飼料の原料とし、又は使用させなければならない。</p> <p>ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。</p> <p>(2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦（以下「単体小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場（以下「単体小麦指定工場」という。）において、その</p>	<p>第4章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第43条及び飼安法第4条） 第1～第6 （略） 第7 売渡条件 1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件 飼料用輸入小麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。</p> <p>(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入小麦（以下「配合小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）に定めるところにより指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）のうち配合飼料用輸入小麦加工工場（以下「配合小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ペン方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合小麦指定工場において配合飼料の原料とし、又は使用させなければならない。</p> <p>ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。</p> <p>(2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦（以下「単体小麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場（以下「単体小麦指定工場」という。）において、その</p>

全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法（ばん砕又はひき割り加工方法にあっては、単体小麦ふすま混合飼料^{*4}を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

*1 ばん砕加工方法とは、粉砕機械又はばん砕機械により飼料用輸入麦をひき砕き、孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。

*2 ひき割り加工方法とは、飼料用輸入麦の1粒を4ツ割程度以上に加工することであって、ばん砕加工方法に当たらないものをいう。

*3 圧ぺん加工方法とは、飼料用輸入麦を加熱した後に扁平状に押しつぶし、又は加圧し、1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加工することをいう。

*4 単体小麦ふすま混合飼料とは、ばん砕又はひき割りした単体小麦に政府から買い受けた飼料用輸入小麦及び関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受ける小麦以外の小麦から生産されたふすま（以下「一般ふすま」という。）をその重量の30%以上混合した飼料をいう。

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。

(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り又は圧ぺん加工方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定

全量を自ら又は委託により、加熱圧ぺん加工方法^{*1}又はばん砕加工方法（単体小麦ふすま混合飼料^{*2}を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(8) (略)

*1 単体小麦の加熱圧ぺん加工方法による変形加工とは、1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加熱・加圧加工することをいう。

*2 単体小麦ふすま混合飼料とは、ばん砕した単体小麦に政府から買い受けた飼料用輸入小麦以外の小麦から製造されたふすま（以下「一般ふすま」という。）をその重量の30%以上混合した飼料をいう。

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。

(1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下「配合大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定工場に

工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならぬ。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入大麦加工工場（以下「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割り、圧ぺん（外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。）又は局長が定める加工方法による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(10) (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第8～第21 (略)

別紙4-II-1 (略)

様式4-II-1 (その1)～様式4-II-26 (略)

工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならぬ。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、第14に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入大麦加工工場（以下「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕加工*1、ひき割り加工*2、圧ぺん加工*3（外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。）又は局長が定める方法による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

(3)～(10) (略)

*1 単体大麦のばん砕加工による変形加工とは、粉砕機械又はばん砕機械により孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。

*2 単体大麦のひき割り加工とは、原麦の1粒を4ツ割程度以上に加工するものであり、ばん砕に当たらないものをいう。

*3 単体大麦の圧ぺん加工とは、1.5ミリメートル程度又は、それ以下の厚さに加圧加工するものであり、ばん砕加工ひき割り加工に当たらないものをいう。

第8～第21 (略)

別紙4-II-1 (略)

様式4-II-1 (その1)～様式4-II-26 (略)

様式4-II-27 (その1)

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書 (単体小麦用)

平成 年 月 日

農林水産大臣 (生産局経由) 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日 第 〇分 (契約番号)	引 譲				加 工		加 工 品 譲 渡				備 考	
	年 月 日	数 基	単 価 円	金 額 円	指 定 工 場 名	数 基	譲 渡 先 名 商 標 在 庫	譲 渡 年 月 日	数 基	単 価 円		金 額 円
						庄へん湖工						
計	本 体											
	契 約											

(注) (略)

以下 (略)

様式4-II-27 (その1)

特別売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書 (単体小麦用)

平成 年 月 日

農林水産大臣 (生産局経由) 殿

買受人名
代表者氏名

特別売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日 第 〇分 (契約番号)	引 譲				加 工		加 工 品 譲 渡				備 考	
	年 月 日	数 基	単 価 円	金 額 円	指 定 工 場 名	数 基	譲 渡 先 名 商 標 在 庫	譲 渡 年 月 日	数 基	単 価 円		金 額 円
						庄へん湖工						
計	本 体											
	契 約											

(注) (略)

以下 (略)